

# バイオマス発電所建設における 地域とのコミュニケーション要件と 認定事業者の責任について

2023年7月27日

## 1. バイオマス発電所建設における説明会の事例 等 <説明会開催の範囲>

発電規模に関係なく、設置市町村と事前相談を行い、地域の特性や住民感情等の情報を得たうえで、説明会開催の範囲(地域、参加者)を行政側から指導を受ける。

※各周辺地域の区長、地区長 等にも意見を聞いたうえで、行政側から説明会開催範囲の指示を受けるケースが多い。  
対象自治体の特性、自治体の発電所の規模により異なるが、実績値は概ね発電所から2～3km程度の範囲。

## 2. バイオマス発電所建設における説明会の事例 当 <説明会の内容>

行政側も説明会に参加いただいた上で、事業会社案内、実績、責任所在の明確化など、どのような目的でこの場所にて事業を行うのかについて説明を行う。事業を行った場合の具体的なメリットについて説明をする。その後デメリットについても同様に説明を行い、それらのリスクに対する対応策、改善措置について事業者が可能な範囲にて説明を行い、住民の方々に理解と協力を依頼し、事前に納得をしていただく。重要なポイントは、事業を行うことで地域内の人、モノ、金、が地域の将来をどのように変えていくことが出来るのかを説明することが重要となる。

また、以下のような各種対策についてもを説明することが望ましい。

- ・ 大気汚染防止対策
- ・ 水質汚染防止対策
- ・ 地下水汚染対策
- ・ 土壌汚染対策
- ・ 騒音・振動防止対策
- ・ 悪臭防止対策
- ・ 地盤沈下防止対策
- ・ 化学物質対策
- ・ 廃棄物対策

### <説明会に関する事業者からの意見>

- 故意もしくは重大な過失があった場合を除いて、事業者が予見できなかった理由に基づく事業者の誤った情報提供が行われてしまった場合については、投資予見性の観点から認定取り消し等の措置適用に関し、一定の配慮をいただきたい。  
特に、FIT/FIP申請前においては、発電所の仕様や第三者委託先等詳細がまだ固まっておらず確定できない情報もあり、その内容については今後詳細つめていくとして大きな方向性についての情報開示にとどめる等の配慮が必要かと考える。
- 説明会については、説明会に参加される住民の質問についてはしっかり回答していくことが重要と考える一方、説明会に参加される方の対象範囲を近隣住民や自治体の方に限定することや、あくまで参加者の質問を聞く場で意見を聞く場ではないと認識している。
- 説明会の開催時期についてはFIT/FIP申請前の開催に限定すると、前述のとおり開示できる情報が限定的であったり、認定が得られるかどうかわからない案件についての説明会を実施することの事業者の負担、開発にかかる時間の制約等の問題もあるため、説明内容に関しては事業計画の進捗状況に応じ、ある程度事業者の判断で調整できることが望ましい。

## <説明会に関する事業者からの意見>

- 説明会の頻度については事業者の負担も考慮し最低一回とし、必要に応じ事業開始前の説明会のタイミングで詳細が決定していなかった/住民の質問に答えられなかった内容については、随時情報開示していくというプロセスが現実的かと考える。

※小規模な単位での事前説明を個別に行う等、説明会の規模、形式、回数に関する裁量を事業者に与えていただけるとありがたい。

## <監督義務に関する事業者からの意見>

事業者が委託先への監督義務を負うことには違和感はない。

また、委託先がFIT認定基準や認定計画を遵守するよう事業者として監督することは重要であると考える一方、発電事業全体の認定基準や認定計画に従う旨を一部の業務を委託する委託先に契約上負わせることやその観点での定期的な報告を求めることは、必要に応じて事業者の判断で行う事項であり、一律ですべての委託事業者に同様の義務を負わせるのは、実務上難しいケースもあるかと考える。